平成29年定例会2月定期議会平成29年3月8日配布

福島第一原発事故放射能汚染対策 特別委員会調査報告書

福島第一原発事故放射能汚染対策特別委員会 平成29年3月

目次

1.	はじめに	•	•	•	•	•	3
2.	指定廃棄物について	•	•	•	•	•	4
3.	特定一般廃棄物について	•	•	•	•	•	5
4.	おわりに	•	•	•	•	•	7
5.	活動状況	•	•	•	•	•	8
	参考資料 ○提言書 ○委員名簿(第2次特別委員会)	•	•	•	•	•	10

1. はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から、6年が経過しようとしている。当時、本市では震度6強を観測し、ライフラインの機能低下や施設の損壊、住宅の倒壊など甚大な被害を受けた。

また、この地震によって発生した大津波により、太平洋沿岸部の自治体では壊滅的な被害を受け、多くの命と財産が奪われる未曾有の災害となった。

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所が大津波に襲われ、電力を喪失。冷却水の注入が停止するなど、冷却機能が失われたことで炉心の温度が異常に上昇し、核燃料が溶融する事態となった。さらに水素爆発が起こり、建屋が破壊され、放射性物質が大量に漏れ出す大事故となり、今でも多くの人がふるさとに戻れない状況が続いている。

この福島第一原発事故により放出された放射性物質が、雨、風によって多くの地域に拡散、降り注ぎ、本市でも放射能汚染による出荷制限や風評被害など、農業、観光はもとより、安全・安心な日常生活に大きな打撃を受けた。

さらに、稲わらや牧草、堆肥、ほだ木なども放射能により汚染され利用できなくなり、その処理が大きな問題となっている。

これら放射能汚染問題については、議会としても調査が必要であると判断し、平成 25 年第3回定例会において、福島第一原発事故放射能汚染対策特別委員会を設置。

設置から今日まで、第一次 12 名 (平成 25 年 9 月から平成 27 年 4 月)、 第二次 10 名 (平成 27 年 5 月から現在)で調査活動を行ってきた。

本年4月、改選により現特別委員会が解散となることから、第二次におけるこれまでの調査活動について報告するものである。

2. 指定廃棄物について

1 kg 当たり 8,000 Bq を超える汚染廃棄物(以下、「指定廃棄物」という。) については、国の責任において、発生した県内で処理するものとされている。

国は、指定廃棄物の処理に当たり、県内1カ所に最終処分場を建設して処理するとし、3候補地を選定した。しかし、地域住民の反対により建設に向けた調査が進まないことなどから、いずれの候補地でも候補地返上を明言しており、進展は見えない。

指定廃棄物の処理に関しては、誰もが納得する処理方法となることは難しく、国の政治的判断が考えられることから、今後も国の動きを注視していく必要がある。

本市においては、平成 24 年 10 月に指定廃棄物の指定を受け、国の委託 により集約保管施設 15 カ所、個別保管施設 9 カ所で 2,235 t を一時保管 している。

当初は、保管期間を2年間とする約束であったが、国による処理の見通 しが立たず、現在も引き続き保管をお願いしている状況にある。

保管に関しては、当時、本市がいち早く取り組んだ経緯はあるが、私有地や民家に近い所に、仮置き、一時保管されており、この個別保管は、市民にとって大きな負担であり、安全が危惧される。

指定廃棄物の保管に関しては、さまざまな状況もあり、難しい面もあるが、しっかりとした保管場所の整備や集約管理することにより、市民の負担軽減を図る必要があると考える。

本市議会としても、放射能汚染問題について、国に早期解決を強く求めていく。





指定廃棄物の保管状況を調査

3. 特定一般廃棄物について

1 kg 当たり 8,000 Bq以下の汚染廃棄物(以下、「特定一般廃棄物」という。) については、保有する各自治体において処理するものとされている。

これまで本市議会は、特定一般廃棄物の処理について、指定廃棄物と区別することなく一体的な処理をすべきとして国に要請してきている。

しかし、国による指定廃棄物の処理は、見通しがまったく立っておらず、 指定廃棄物との一体的な処理についても確約はない状況である。

このような中、昨年 11 月 3 日に開催された宮城県市町村長会議において、特定一般廃棄物に関して県の処理方針(案)が示された。

県の基本的な考え方は、「8,000 Bq/kg以下の汚染廃棄物は、通常の廃棄物処理法によって安全に処理することが可能である」とのことから、「県全体で問題を克服するため、汚染廃棄物の保管の有無にかかわらず、国・県及び県内全自治体が協力して処理を進める」とされた。

その処理方法は、バグフィルターを有している処理可能な施設において、 県内一斉による焼却処理(一般ごみとの混焼)とし、焼却灰は最終処分場 に埋め立てするものであった。

このほか、広域処理とは別に、各自治体が焼却以外の方法(堆肥化やすき込み等)による独自処理も可能とされている。

県が示したこの処理方針(案)について、担当部署から説明を受け、調査を行ったところ、委員からは「焼却による空気中への影響」や「焼却灰の処理問題」、「市民の理解が得られるのか」など、焼却処理に対し懸念や否定的な意見が多く出された。

また一方、市の考え方として、「土壌還元・林地還元の実証実験(案)」 について説明があり、その内容を確認したところである。

現在、本市が保管する特定一般廃棄物は 4,747t (牧草 2,512t、堆肥 1,040t、ほだ木 1,195t) となっている。このうち 400 Bq/kg以下のものは、3,531t で保管量の 74%を占め、1,000 Bq/kg以下は、4,379t であり保管量の 92%を占める状況である。

この土壌還元・林地還元については、肥料・土壌改良剤等の暫定許容値が 400 Bq/kgであり、暫定許容値以下は生産・流通が可能とされていることから、特定一般廃棄物の 74%は、すき込み等の処理が可能となる。

なお、400 Bq/kgを超える特定一般廃棄物は、堆肥化等により 400 Bq/kg以下に濃度を抑制する実証実験を行い、土壌還元による処理を進めるとしている。

前述のとおり、これまで特定一般廃棄物の処理に関しては、指定廃棄物と一体的な処理をすべきとして国に要請してきた経緯がある。

しかし、このまま何もせず汚染廃棄物を保管し続けることは、市民にとって大きな負担であることや、本市の農業振興にとっても大きな妨げとなるものであり、安全・安心の観点からも不安である。

このことから、本特別委員会においては、「土壌還元・林地還元」により処理を進めることは、保管する汚染廃棄物の全体量の減容化に有効であり、ひいては市民の安全・安心、本市農業の振興につながるものと考え、この放射能汚染問題解決に向けた、本市独自の取り組みが必要と判断したものである。

この特定一般廃棄物の処理に係る本特別委員会の考えについては、全員協議会で報告し、議会としての方向性は統一されたものと考える。

これを受け昨年 12 月 19 日、本市議会から市長に「焼却以外の方法で処理をすべき」との提言書を提出している。

その後、12月27日に開催された宮城県市町村長会議において、県が示した一斉焼却の実施については、全市町村合意に至らず一時立ち止まる結果となったところである。

以上のことから、本市における特定一般廃棄物の処理に当たっては、「焼 却処理」とはせず「土壌還元・林地還元」とすべきである。

なお、その実証実験に当たっては、地域との合意形成が図られるよう十分説明を行い、こまめな情報発信や安全管理のもと実施されたい。

また、1 kg 当たり 400 Bq を超える特定一般廃棄物についても、土壌還元による処理の実施に向け、調査・研究を進めるとともに、処理計画も示すべきである。





特定一般廃棄物「牧草」と「シイタケのほだ木」の現状を調査

4. おわりに

東日本大震災、福島第一原発事故から6年。本特別委員会を設置して3年6カ月になろうとしている。

本市の復旧・復興に関しては、平成23年12月に策定された登米市震災復興計画により進められてきた。市内の公共施設の復旧や災害公営住宅も完成し、平成27年度をもってその期間も終了となった。今後のまちづくりは、第二次登米市総合計画に引き継がれている。

一方で、放射能に汚染された廃棄物の処理に関する進展は、見ることができなかった。

しかし、県が示した処理方針(案)により、各自治体において特定一般 廃棄物の処理に対する意識が大きく進んだと考える。

本市においては、「土壌還元・林地還元」の実証実験結果を受けての判断とはなるが、特定一般廃棄物の処理について、みずから取り組みを進める方向である。

本市で保管している汚染廃棄物は、指定廃棄物 2,235 t 、特定一般廃棄物 4,747 t であり、特定一般廃棄物の処理が進めば、保管する放射能汚染廃棄物の7割近くが処理される。風評被害など懸念すべき点はあるが、市民生活の安全・安心並びに農業振興の観点から、減容化を推進されたい。

指定廃棄物に関しては、国が処理するものとされているが、未だ見通しは立っていない。処理に当たっては、国が主体的に進める中で、安全・安心の観点から、自然災害や地域の特性、観光への影響等に配慮し、合意形成を図った上で、早期解決となることを期待したい。

本特別委員会は、平成29年4月28日の議員任期を持って解散となる。 これまでの調査結果・方針を踏まえ、次期議会においても、引き続きしっ かりとした対応がなされることを望み、本特別委員会の報告とする。

5. 活動状況

月日	会議等	調査事項				
平成 25 年	第3回定例会	○特別委員会を設置				
9月 9日	第1回委員会	○正副委員長の選任について				
9月20日	第2回委員会	○委員長の選任について				
		○意見書・要望書について				
9月25日	第3回定例会	○農林畜産物の放射能汚染対策に関する意見				
		書・要望書を採択				
9月30日	要望活動	○農林畜産物の放射能汚染対策に関する要望書				
		を宮城県、宮城県議会へ提出				
10月21日	第3回委員会	○放射能に汚染された一般廃棄物の現状と見通				
		しについて				
		○損害賠償請求の現状と見通しについて				
10月25日	意見交換会	○東京電力株式会社				
		○環境省				
12月19日	第4回委員会	○指定廃棄物の処分について				
		○現地調査(牧草の状況、原木しいたけの状況)				
平成 26 年						
1月30日	第5回委員会	○意見交換会の市民意見に対する内容調査				
2月19日	行政視察	○東京電力東北補償相談センター				
		・損害賠償について				
		○福島県南相馬市				
		・除染の状況及び復興の取り組みについて				
7月30日	第6回委員会	○放射能に汚染された一般廃棄物処理に係る現				
		状と今後の見通しについて				
		○損害賠償請求に対する支払いの現状について				
	第7回委員会	○意見交換会の市民意見に対する内容調査				
平成 27 年						
1月30日	行政視察	○岩手県一関市				
		・放射能汚染された一般廃棄物(牧草)のペレ				
		ット化及び焼却処理について				
	the second	・ペレット化施設の現地視察				
4月10日	第8回委員会	○中間報告について				
委員構成替え(第2次特別委員会に引き継ぐ)						
平成 27 年						
5月14日	第9回委員会	○正副委員長の選任について				

6月10日	第 10 回委員会	○今後の調査の進め方について
7月29日	第 11 回委員会	○ 市内現地調査
. /, 20 H		○加州地震 ○放射能に汚染された一般廃棄物の今後につい
		T
		○損害賠償請求に対する支払い状況について
12月10日	第 12 回委員会	○市民との意見交換会に係る意見等の内容調査
平成 28 年		
3月16日	行政視察	○岩手県遠野市
~17 目		・放射能に汚染された農林産物(ほだ木)
		及び牧草等の処理について
		○岩手県岩手町
		・放射能に汚染された牧草等の処理について
		·【現地視察】岩手·玉山清掃事業所
7月22日	第 13 回委員会	○放射能に汚染された廃棄物の現状と今後につ
		いて
8月29日	行政視察	○宮城県栗原市
~30 日		・放射能汚染牧草の堆肥化について(汚染牧草減
		容化実証実験施設)
		○石炭エネルギーセンター横手バイオコークス
		製造所 (横手市内)
		・廃棄物を利用したバイオコークスについて
9月20日	第 14 回委員会	○市民との意見交換会に係る意見等について
11月16日	第 15 回委員会	○汚染廃棄物の処理方針について
11月24日	第 16 回委員会	○汚染廃棄物の処理方針について
12月8日	第 17 回委員会	○汚染廃棄物の処理方針に対する特別委員会と
		しての考えについて
		○その他
		・登米市での汚染廃棄物の処理に関する実証試験
		(案)について
12月13日	全員協議会	○宮城県における汚染廃棄物に関する処理方針
		(案)について
平成 29 年	A	
2月27日	第 18 回委員会	○委員会報告について

≪参考資料≫

登議会第 191 号 平成28年12月19日

登米市長 布 施 孝 尚 様

登米市議会議長 沼 倉 利 光

福島第一原発事故放射能汚染対策特別委員会 委員長 相澤吉悦

登米市における汚染一般廃棄物の処理に関する提言書

平成 28 年 11 月 3 日、県内市町村長会議において、宮城県における 1 kg 当たり 8,000 ベクレル以下の汚染廃棄物(以下、汚染一般廃棄物という)に 関する処理方針(案)が示された。

県の処理方針(案)は、バグフィルターを有している処理可能な施設における県内一斉の混焼による「焼却処理」とし、国・県及び県内全自治体が協力して進めるとしている。

仮に、県内全自治体が協力して焼却処理を行うとなった場合、各自治体で保管量が違うことや処理可能な施設が限られているなど課題もある。本市の保管量からすると、全て自分のところでは処理ができず、他自治体へ搬入し、処理をお願いすることになる。この市町村域を越えての処理に関する調整は、住民感情などを考えると極めて困難であると推察される。

この「焼却処理」に対しては、「焼却に伴う空気中への影響」や「焼却灰の処理問題」、「市民の理解が本当に得られるのか」など、否定的な意見が多い。また、新クリーンセンター整備にかかる地元住民説明会において、市民

から「全ての汚染廃棄物を焼却しないでほしい」との強い意見・要望に対し 市長自身も焼却を行わない旨の回答をしているところである。

しかし、このまま何もせず、汚染一般廃棄物を保管し続けることは、安全・ 安心の観点からも不安であり、市民にとって大きな負担であることから、減 容化対策は必要である。

今回、示された県の処理方針(案)の中では「広域処理とは別に、堆肥化やすき込み等により独自処理することも可能」とされているところである。

このことを踏まえ、本市における汚染一般廃棄物の処理に当たっては、「土 壌還元及び林地還元」により、保管する汚染一般廃棄物の全体量の減容化対 策を進めるべきである。減容化の推進は、登米市農業の振興、市民の安全・ 安心につながるものと考えられることから、下記のとおり提言する。

記

1. 400 Bg/kg以下の汚染廃棄物の処理について

今回、県が示した「焼却処理」とはせず、もう一つの県の処理方針でもある「土壌還元・林地還元」により処理を推進すべきである。

なお、処理の推進に当たっては、実証試験などで安全性を確認するととも に、情報の発信、風評被害対策なども講じること。

2. 400 Bq/kgを超え 8,000 Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理について

1 kg 当たり 400 ベクレルを超える汚染一般廃棄物についても、土壌還元による処理の実施に向け、調査・研究を早急に進めるとともに、処理計画も示すべきである。

福島第一原発事故放射能汚染対策特別委員会名簿

役職	氏名
委員長	相 澤 吉 悦
副委員長	及川昌憲
委員	佐々木 幸 一
委員	工 藤 淳 子
委員	中澤宏
委員	浅田修
委員	田口久義
委員	及 川 長太郎
委員	二階堂 一 男
委員	岩 淵 正 宏

(委員任期:平成27年5月14日~平成29年4月28日)